

情報提供

那医発第 241 号
令和 5 年 7 月 11 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
担当理事 長嶺 勝



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「地域医療関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

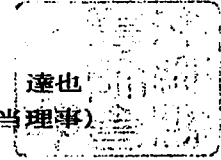
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

冲医発第号 552F
令和 5 年 7 月 4 日

地区医師会地域医療担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 宮里 達也
(地域医療担当理事)



地域医療関係通知文の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、地域医療関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、医療機能情報提供制度において、一般不妊治療や生殖補助医療への対応状況、オンライン資格確認により取得した診療情報を活用した診療の有無、電子処方箋の発行の可否、管理栄養士と栄養士の人員配置状況、医療安全対策に関する報告事項等の見直しの為、医療法施行規則の一部改正が行われた旨の周知を依頼する内容となります。

②は、病院及び有床診療所の療養病床での看護師等の員数等について、医療法施行規則において設けられている経過措置の有効期限（令和 6 年 3 月 31 日）が近づいていることに伴い、都道府県が、経過措置後の対応が必要な医療機関等に対し、経過措置の期限や有効期限に向けた対応について周知を依頼する内容となります。

③は、医療法施行規則の一部を改正する省令が公布され、100 床以上の病院にあっては、栄養士を 1 名配置とすることとされていることについて、新たに「栄養士又は管理栄養士」と改正されること、また、本改正が令和 6 年 4 月 1 日より施行される旨の周知依頼となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

- ① 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（医療機能情報提供制度）
（令和 5 年 5 月 8 日 日医発第 302 号（地域））
- ② 療養病床等の人員配置標準に係る経過措置の有効期限について
（令和 5 年 5 月 9 日 日医発第 317 号（地域・介護））
- ③ 医療法施行規則の一部を改正する省令の公布について（病床数百以上の病院の員数にて「栄養士又は管理栄養士」と改める件）
（令和 5 年 6 月 20 日 日医発第 585 号（地域））

沖縄県医師会業務第 1 課：平木、徳村
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
E-mail：gl@okinawa.med.or.jp